【規程番号　行法Ⅵ－011】

行吉学園住宅手当支給要領

（趣　旨）

第１条　この要領は、行吉学園給与規程（以下「規程」という。）第 16 条及び別表第３に規定する住宅手当（以下「手当」という。）の支給に関して必要な事項を定める。

（支給基準等）

第２条　規程別表３に定める区分に関する支給基準は次のとおりとする。

（1）支給の基準

区　分	支　給　基　準
世帯主	主としてその収入によって世帯の生計を支えている教職員とし、支給対象となる住宅に同居する者がある場合は、これら同居している者全員で一つの世帯を構成しているものとみなす。ただし、2 親等以上の親族（非扶養者に限る）のみと同居する教職員については、住民票に世帯主として表記されている場合であっても、独立生計及び単身者としてみなす。
有扶養者 （被扶養者を有する者）	扶養する配偶者又は親族を有する教職員をいう。 ただし、扶養するとは次のいずれかに該当する者をいう。 ①所得税法における所得控除の対象となる者 ②社会保険制度において被扶養者として認定を受けた者 ③規程第 15 条に規定する教職員の扶養を受けている者として認定された者
独立生計	自ら収入によって生計を営んでいる教職員をいう。
単 身 者	同居する親族等がなく、一人で生活している教職員をいう。

（2）住宅の基準

区　分	支　給　基　準
借家・借間	教職員が居住するために借り受けており、自らが実際に居住し、その家賃を負担して現に生活の本拠となっている住宅をいう。ただし、教職員本人が単独で借り受けている場合のほか、以下の場合を含むものとする。 ①教職員と配偶者又は１親等以内の血族又は姻族である者（以下「配偶者等」という。）が共同して借り受けている場合 ②配偶者等が単独で借り受けている住宅であって、教職員がその家賃を負担している場合 ③学園が所有する職員宿舎に居住している場合（賃借料を負担していること）
持　家	教職員が居住するために所有しており、自らが実際に居住し、現に生活の本拠となっている不動産（建物）をいう。ただし、教職員本人が単独で所有している場合のほか、以下の場合を含むものとする。

区　分	支　　給　　基　　準
持　家	①教職員がその不動産の一部を所有する場合で、かつその不動産に係る固定資産税を納税している場合 ②配偶者等が所有している不動産であって、教職員がその不動産に係る固定資資産税を納税している場合 ③教職員又は配偶者等が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した不動産（配偶者等の場合にあっては固定資産税を納税していること） ④教職員又は配偶者等が譲渡担保のため移転をしている不動産（配偶者等の場合にあっては固定資産税を納税していること） ⑤上記①から④に該当する不動産が「土地」である場合

2　前項第 2 号に規定する「借家・借間」のうち、次のいずれかに該当する場合は、住宅手当の支給対象から除外する。

(1) 県・市町村や配偶者の勤務先等から貸与された宿舎、社宅等の場合

(2) 教職員の親族等が所有する住宅であって、賃貸借契約、教職員による家賃負担、貸主の収入計上の全てが成立していない場合

(3) 配偶者等が借り受けている場合で、教職員がその家賃を負担していない場合

（申　請）

第３条　教職員が新たに住宅手当の支給対象者となった場合又は次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合は、所定の様式により申請しなければならない。

(1) 前条に定める支給要件を具備するに至ったとき

(2) 転居したとき（住宅手当の支給月額に変更がない場合を含む）

(3) 契約関係に変更が生じたとき（住宅手当の支給月額に変更がない場合を含む）

(4) 住宅の所有関係に変更が生じたとき（住宅手当の支給月額に変更がない場合を含む）

(5) 住宅手当支給要件を欠くこととなったとき

(6) その他住宅手当支給要件に変更が生じたとき

2　前項に定める事実の発生日とは次のとおりとする。

(1) 借家・借間　　「借り受け（契約）」・「居住」及び支給の基準全てを満たすに至った日

(2) 持家　　「所有」・「居住」及び支給の基準全てを満たすに至った日

3　第 1 項の申請にあたっては、前条に定める支給基準を満たすことを証するに足りる証拠資料を添付しなければならない。

4　前項に定める証拠書類は、概ね次に掲げる書類のうち該当するものとし、自明のものについては本人の申立書又は証明書の写しをもって代えることができる。

区　分	書類等の内容
借家・借間	①住民票記載事項証明書（世帯主が表記されているものに限る） ②賃貸借契約書の写し又は建物（住宅）賃貸借に関する証明書 ③入居日を確認できる書類（契約書に記載の場合は省略可） ④家賃の負担を確認できる書類

区　分	書類等の内容
借家・借間	[本人と配偶者等との共同借り受けの場合] ・住民票記載事項証明書（世帯全員が表記されているもの：①との併用可） ・世帯主であることが証明できる書類（①又は本人及び配偶者等の所得証明書） [扶養親族と本人と配偶者等との共同借り受けの場合] ・住民票記載事項証明書（世帯全員が表記されているもの：①との併用可） ・扶養親族であることが証明できる書類 [貸主が、父母又は義父母の場合] ・家賃の領収書の写し　　・貸主の確定申告書の写し [公営住宅の場合] ・入居決定通知書の写し [住宅の所在地と住民票の住所と異なる場合] ・その異なる原因を示す書類 [住民票の転居日と実際の転居日が異なる場合] ・実際の転居日を証明する書類
持　家	①住民票記載事項証明書（本人の単独所有かつ本人が住民票上の世帯主である場合以外は、世帯全員が表記されたもの） ②不動産の所有又は固定資産税の負担を証する書類（納税通知書の写し等） （教職員の所有又は納税が確認できること） [扶養親族が所有する場合] ・扶養親族であることが証明できる書類（扶養親族簿の代用可） [共同で所有する場合] ・所有関係を証明する書類 [居住地と住民票の住所と異なる場合] ・その異なる原因を示す書類 [住民票の転居日と実際の転居日が異なる場合] ・実際の転居日を証明する書類 [所有権を登記していない場合]（次のいずれか） ・家屋の引渡（完了証明書）の写し ・不動産売買契約書の写し ・固定資産納税通知書の写し ・家屋台帳登録証明書の写し
世帯関係	[本人の収入増、住民票上の世帯主が収入減となった場合] ・それぞれの所得証明書 [本人の収入増、住民票上の世帯主が収入減となる見込みの場合] ・それぞれの向こう１年間の収入見込み証明書 [住民票上の世帯主の退職] ・退職証明書

5　住宅手当を受給する教職員が次のいずれかに該当する場合は、第１項に定める申請を必要としない。

（1）育児休業等で一時的に支給を停止又は再開するとき

（2）任期を有する教員の任期が更新されたとき

（3）退職したとき

（受理・認定）

第４条　前条に定める申請がなされた場合、申請内容及び添付書類等に不備がないことを確認した時点でこれを受理する。

2　申請を受理した場合、添付書類等を確認のうえ、支給基準を満たすかどうかを認定する。

3　前項の認定に際して、申請の内容に疑義が生じたときは、前条第４項に定める証拠書類のほかに別途書類の提出を求める場合がある。

（支給の始期及び終了）

第５条　新たに教職員となった者が住宅手当の支給要件を満たす場合は、その者が教職員となった日の属する月から支給する。

2　新たに住宅手当の支給要件を具備するに至った場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月から支給する。ただし、事実が生じた日が月の初日である場合は、その月から支給する。

3　住宅手当支給要件を欠くに至った場合は、その事実が生じた日の属する月をもって支給を終了する。ただし、事実が生じた日が月の初日である場合は、その日の属する月の前月をもって支給を終了する。

4　申請が遅延した場合は、次のとおり取扱うものとする。

（1）新たに受給、増額改定する場合　　受理した月の翌月から支給開始とする

（2）支給停止、減額改定する場合　　事実発生日に遡って返納させる

（支給額の特例）

第６条　月の途中で教職員となった者又は月の途中で教職員でなくなった者のその月の支給額については、規程第６条による日割計算による額とし、育児休業等で月の途中で一時的に支給を停止又は再開するときの取扱いについても同様とする。

（業務の所管）

第７条　この要領に関する業務は、総務課（総務人事担当）及び（大学庶務担当）が所管する。

（改　廃）

第８条　この要領の改廃は、理事長が行う。

附　則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）

〔申請日〕　　年　　月　　日

住 宅 手 当 申 請 書

学校法人行吉学園

理　事　長　　殿

教職員番号（6 桁）……

所　　属 ……

氏　　名 ……

申 請 区 分	□ 新規申請　　□ 支給要件の変更　　□ 申請の取下げ	
住 宅 区 分	□ ①借家・借間　　□ ②持家	
世 帯 区 分	□ ③世帯主または有扶養者　　□ ④独立生計かつ単身者	
申 請 事 由		
発生年月日	年　　月　　日	
住宅の所在地 （マンション名の記入）	〒　　－	
支給区分 （住宅区分－世帯区分）	支　　給　　額	（ 備　　考 ）
① － ③	□　１５，０００ 円	
① － ④	□　１２，０００ 円	
② － ③	□　１０，０００ 円	
② － ④	□　　８，０００ 円	

（注意事項）

１．支給額□欄の該当するものに✓印を記入すること

２．支給要件を証する書類（売買契約書・賃貸契約書等の写し、公共料金領収証など）を添付すること

（総務課使用欄）　認定年月日 ＿＿＿＿＿＿＿＿　担当者 ＿＿＿＿＿＿＿＿